

富山県警察被害者カウンセリングアドバイザー運用要領の制定について（例規通達）

被害者支援については、その効果的な推進に努めているところであるが、このたび、下記のとおり、富山県警察被害者カウンセリングアドバイザー運用要領を制定し、平成13年7月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この要領は、被害者の精神的被害の回復・軽減等のために行うカウンセリング・相談業務等に対して、必要な助言及び指導を行う富山県警察被害者カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 被害者の定義

この要領において被害者とは、犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）により被害を受けた者及びその遺族をいう。

3 委嘱

警察本部長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、適任と認められる者に対し、アドバイザーとして委嘱状（別記様式）を交付して委嘱することができる。

- (1) 精神医学、心理学等のカウンセリングに関する専門的知識及び技能を有する者
- (2) 被害者支援の重要性と必要性を理解するとともに、その人格及び行動について社会的信望を有する者

4 解嘱

警察本部長は、アドバイザーから辞職の申出があったとき、又はアドバイザーが次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、その任期中にかかわらずこれを解嘱することができる。

- (1) 前記委嘱の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 心身の故障等によりアドバイザーとしての任務を遂行することができなくなったとき。
- (3) その他任務の遂行上不適切な事由が生じたとき。

5 任期

アドバイザーの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、年度途中において委嘱された者の任期については、年度末までとする。

6 任務等

- (1) アドバイザーは、警察職員が被害者の精神的被害の回復等のために行う支援活動のうち、次に掲げる活動について必要な助言及び指導を行うとともに、警察職員に対するカウンセリング等に関する教養を行うものとする。

第2編 警務 富山県警察被害者カウンセリングアドバイザー運用要領の制定について

る。

ア カウンセリング及び相談の実施に関すること。

イ 専門機関の紹介又は引継ぎに関すること。

ウ その他専門的知識及び技能を必要とする活動に関すること。

- (2) アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 運用

- (1) 所属長は、被害者に対する支援活動を行う上において、必要があると認めた場合は、警務部警察相談課長にアドバイザーによる指導及び助言を要請するものとする。
- (2) 所属長から要請を受けた警務部警察相談課長は、事案の内容を検討のうえ、アドバイザーの指導及び助言が必要であると認めるときは、アドバイザーに依頼するものとする。

8 運用上の配慮事項

- (1) アドバイザーに指導及び助言を求めるに当たっては、過度の負担を強いることのないよう配慮すること。
- (2) アドバイザーから、指導及び助言を依頼した事案に関する調査等の要請があったときは、適切にこれに応じるなどアドバイザーの効果的な運用に配慮すること。
- (3) アドバイザーの指導及び助言により被害者を他の専門機関等に紹介又は引き継いだときは、当該機関等との連携に配慮すること。

9 事務の主管

アドバイザーに関する事務は、警務部警察相談課において行うものとする。

(別記様式略)